

むつ市議会第250回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和3年12月17日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第78号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第79号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第80号 指定管理者の指定について
(むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのもの)
- 第4 議案第81号 指定管理者の指定について
(むつ市ウェルネスパーク外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第5 議案第82号 指定管理者の指定について
(むつ市営宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第6 議案第83号 指定管理者の指定の変更について
(下北文化会館の指定管理者の指定の期間を変更するためのもの)
- 第7 議案第84号 市道路線の認定について
- 第8 議案第85号 市道路線の変更について
- 第9 議案第89号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】
- 第10 議案第91号 令和3年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 佐藤 | 武 | 2番 | 工藤 | 祥子 |
| 3番 | 杉浦 | 弘樹 | 4番 | 東 | 健而 |
| 5番 | 野中 | 貴健 | 6番 | 佐賀 | 英生 |
| 7番 | 斉藤 | 孝昭 | 8番 | 山本 | 留義 |
| 9番 | 富岡 | 直哉 | 10番 | 村中 | 浩明 |
| 11番 | 鎌田 | ちよ子 | 12番 | 住吉 | 年広 |
| 13番 | 白井 | 二郎 | 14番 | 濱田 | 栄子 |
| 15番 | 佐藤 | 広政 | 16番 | 富岡 | 幸夫 |
| 17番 | 岡崎 | 健吾 | 18番 | 原田 | 敏匡 |
| 19番 | 佐々木 | 隆徳 | 20番 | 浅利 | 竹二郎 |
| 21番 | 佐々木 | 肇 | 22番 | 大瀧 | 次男 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | |
|-----------------------|-----|-----|--|----|-----|
| 市長 | 宮下 | 宗一郎 | 副市長 | 川西 | 伸二 |
| 教育長 | 阿部 | 謙一 | 公営企業 管営業者 | 村田 | 尚 |
| 代査委員 | 齊藤 | 秀人 | 総務部長 | 吉田 | 真 |
| 総務部長 | 千代谷 | 賀士子 | 企画政策 部長 | 松谷 | 勇 |
| 財務部長 | 吉田 | 和久 | 民生部長 | 杉澤 | 一徳 |
| 福祉部長 | 藤島 | 純 | 健つく 康り 推進部長 | 中村 | 智郎 |
| 健つく 康り 推進 推進 | 木村 | 公子 | 子どら もい 長 s m i l e s k o f f i c e にり つこ り所 こ長 | 菅原 | 典子 |
| 経済部長 | 立花 | 一雄 | 都市整備 部長 | 中里 | 敬 |
| 建設技術 部長 | 小笠原 | 洋一 | 川内庁舎 舎長 | 木下 | 尚一郎 |
| 大畑庁舎 舎長 | 伊藤 | 大治郎 | 脇野所 舎所 長 | 工藤 | 和彦 |

計者
 員長
 道長部事
 部策監業会局長者長
 画部整長
 部課查
 會管
 理
 監事
 查務
 下生
 上局民理
 經政推農委事次生支
 企政企課
 總總主

野 藤 賀 範
 伊 藤 泰 成
 中 村 久
 伊 藤 恭 雄
 福 山 洋 司
 菊 池 亘

選委事
 舉員局
 務局
 理會長
 教 育 部 長
 總政推
 務務
 務進課
 部策監長
 總務
 務主
 部課幹
 財 務 課 部 長

工 藤 淳 一
 角 本 力
 野 坂 武 史
 葛 西 信 弘
 石 橋 秀 治

事務局職員出席者

事 務 局 長
 總 括 主 幹
 主 任 主 査

佐 藤 孝 悦
 櫻 田 誠
 井 田 周 作

次 長
 主 幹
 主 任

中 野 敬 三
 堂 崎 亜 希 子
 浜 端 快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、12月3日と12月6日に濱田栄子議員及び工藤祥子議員より申出のありました一般質問における不適切な発言の取消しにつきましては、12月15日に開催された議会運営委員会で会議録を精査の上協議した結果、当該箇所について、これを取り消すことに決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、昨日12月16日、市長から、今定例会に議案1件をさらに追加提案したい旨の申出があり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日の議事日程の最後にこれを上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告いたします。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第9 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第78号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例から、日程第9 議案第89号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算までの9件を一括議題とい

たします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第78号及び議案第83号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第78号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、来年4月1日から大畑小学校に二枚橋小学校を統合することに伴い、条文の整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、統合に伴い二枚橋小学校の活動やプログラム等、引継事項について確認しているものはあるのかとの質疑があり、理事者側から、個々の引継事項については、二枚橋小学校と大畑小学校の間で行われることとなっており、必要なことがあれば引き継がれるべきものと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員より、引継事項の詳細については、全てが確定してから教育委員会へ報告することになるのかとの質疑があり、理事者側から、具体的な事項については、学校同士での申し合わせとなり、それら全てを教育委員会へ報告するもの

ではなく、在籍の人数などといったものについては、教育委員会へ報告があると承知しているとの答弁がありました。

次に、議案第83号 指定管理者の指定の変更についてであります。理事者側から、下北文化会館の指定管理者の指定期間である令和3年4月1日から令和4年3月31日までを、令和5年3月31日までに変更し、1年間延期するものである。また、1年間延期する理由は、来年4月より当該施設にむつ下北未来創生キャンパスが開設され、運営状況が大きく変わることが想定されるため、スムーズな移行を行う観点から、現在の指定管理者に1年間、指定期間の延長をお願いするものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第82号、議案第84号及び議案第85号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（13番 白井二郎議員登壇）

○13番（白井二郎） 産業建設常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第82号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市宮後牧

野、名子牧野、永下牧野、金谷沢牧野及び宮後ふれあい牧場の管理を行う指定管理者に、田名部畜産農業協同組合を指定するためのもので、牧野の草地更新事業を行っているため、この事業の終了に合わせて令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、牧野の利用状況について質疑があり、理事者側から、宮後牧野で牛30頭及び馬3頭、名子牧野で牛45頭、金谷沢牧野で牛50頭、永下牧野で牛30頭及び馬5頭を放牧しており、永下畜舎で牛80頭が管理されているとの答弁がありました。

また同じ委員から、牧野の草地更新事業について質疑があり、理事者側から、青森県が主体となって今年度から5年間をかけて行う草地整備基盤事業で宮後牧野、名子牧野及び永下牧野の草地を改良する予定であるとの答弁がありました。

また別の委員から、宮後ふれあい牧場の利用状況について質疑があり、理事者側から、市民ふれあい農園を47区画設置しており、年間収入は10万8,100円、利用者は27名で一般の方が野菜等の栽培に利用しているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、むつ市のブランド牛について質疑があり、理事者側から、市内の畜産農家のほとんどが子牛を育てて販売する繁殖農家であるため、ブランド牛となる成牛までは育てていないとの答弁がありました。

次に、議案第84号 市道路線の認定についてであります。理事者側から、開発行為により市に帰属した路線、寄附を受けた路線及び市が管理している道路の整備が完了した路線の13路線を道路法の規定に基づき市道として認定するためのものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第85号 市道路線の変更についてで

ありますが、理事者側から、大畑庁舎移転事業に伴う伊勢堂1号線の形状の変更により、重複部分が生じることとなる中島1号線の終点を、道路法の規定に基づき変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第79号から議案第81号及び議案第89号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（18番 原田敏匡議員登壇）

○18番（原田敏匡） おはようございます。民生福祉常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主たる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第79号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、健康保険法施行令の一部改正に伴い出産育児一時金の支給額を改めるほか、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定するためのものである。出産育児一時金については、令和4年1月1日以降の出産に係る支給額を現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げること、また新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症の

感染等により労務に服することができなくなつてから3日を経過した期間において、給与等を受けることができなくなった方を対象に給与等日額の3分の2に相当する額を支給するものであり、適用期間は令和3年1月1日から令和4年3月31日までを予定しているとの説明がありました。

これに対し委員から、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の財源及び対象人数についての質疑があり、理事者側から、財源については国からの予算措置と財政調整基金を合わせたものとなる。また、対象人数については個人情報となるため具体的な人数は差し控えるが、この後、制度を全体に周知し、該当する方から申請していただくことになるとの答弁がありました。

次に、議案第80号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市介護老人保健施設やげんの管理を行う指定管理者に、医療法人章士会を指定するためのもので、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第81号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市ウェルネスパーク及びむつ市総合アリーナの管理を行う指定管理者に、山内土木株式会社を指定するためのもので、指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、むつ市総合アリーナの外で並んで何時間も待ち、予約をする状況が見受けられるが、予約申請方法の変更の予定があるのか、また市から指導等を行う予定があるのかとの質疑があり、理事者側から、現在むつ市ウェルネスパークの指定管理者である山内土木株式会社から、むつ市ウェルネスパーク及びむつ市総合アリーナ

の予約申請方法の統一について検討する旨の提案をいただいていることから、現状を鑑みて、今後見直しについて協議を行いたいとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、電話で仮予約はできるが、利用者がもっと利用しやすい状況とするためにも様々な市民の声を拾っていただきたいとの意見がありました。

また別の委員から、むつ市ウェルネスパークは市の施設でありながら、指定管理者の施設であるとの誤解を招くようなことが多いと感じている。冬期間に開館時間まで外で待たせ入れないなどの対応が見受けられることから、入口の辺りに入れるなどの指導をしていただきたいとの意見がありました。

また別の委員から、指定期間を5年ではなく3年とした理由について質疑があり、理事者側から、運用指針において、新規に指定する場合は3年とされており、今回むつ市総合アリーナを新規で追加したことから3年としている。この期間の運営状況により、安定的な管理運営が可能と判断された場合は、次の指定期間は5年以上になるとの答弁がありました。

次に、議案第89号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、新型コロナウイルス感染症傷病手当金の計上に伴う150万円の増額補正であり、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、59億9,981万3,000円となり、青森県の特別調整交付金並びに財政調整基金繰入金を財源とするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時35分まで暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました9議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第78号

○議長（大瀧次男） まず、議案第78号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第79号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第79号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、

民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。
質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第80号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第80号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第81号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第81号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市ウェルネスパーク外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第82号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第82号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市営宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第83号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第83号 指定管理者の指定の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、下北文化会館の指定管理者の指定の期間を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第84号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第84号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、

質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第85号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第85号 市道路線の変更について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第89号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第89号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第10 議案上程、提案理由説明、
質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第10 議案第91号 令和3年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第91号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、市民生活の安心と安全を支えるために

必要不可欠な20億4,825万1,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、431億6,445万1,000円となります。

まず、歳出についてであります。民生費には、国の支援強化により申請期間が今年度末まで延長となったこと等に伴い新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費を増額しておりますほか、住民税非課税世帯等を対象として1世帯当たり10万円を現金給付するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費を計上しております。

また、去る12月8日に補正予算を御議決賜りました子育て世帯への臨時特別給付金について、先行給付金として子ども1人当たり5万円を現金給付することとしておりましたが、年内を目途に一括で子ども1人当たり10万円を現金給付するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業費を増額しております。

衛生費には、新型コロナウイルスワクチン追加接種の推進のため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費を計上しております。

災害復旧費には、去る8月9日に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害により被害を受けた河川の復旧工事を実施するため、災害復旧事業費を計上しております。

次に、歳入についてであります。国庫支出金に歳出との関連において国庫補助金及び国庫負担金の交付見込額を、市債には事業との関連において借入見込額を計上しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

また、年度内に事業の完了が見込めないことから、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び河川施設に係る災害復旧事業について、繰越明許費を設定しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議事整理のため、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第91号

○議長（大瀧次男） これより議案第91号 令和3年度むつ市一般会計補正予算に対し質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第91号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第250回定例会を閉会いたします。

午前11時06分 閉会